

薬生食監発0726第1号

令和4年7月26日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長

(公 印 省 略)

オーストリアから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、輸入条件である扁桃の除去が不十分である製品が確認されたため、令和4年2月7日付け薬生食監発 0207 第3号により Rudolf Grossfurtner GmbH（施設番号 AT 40844 EG）からの貨物の輸入手続を一時停止しているところです。

今般、オーストリア政府から報告された原因究明の結果及び改善措置を踏まえ、当該施設において処理された牛肉等について、下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、本通知をもって、令和4年2月7日付け薬生食監発 0207 第3号は廃止します。

記

- 1 令和4年7月26日以降に衛生証明書が発行されたものについては、平成29年9月29日付け薬生食監発 0929 第1号に基づいて取扱うこと
- 2 令和4年7月25日以前に衛生証明書が発行されたものについては、輸入者に対し、全箱について貨物の内容確認及び衛生証明書との同一性確認を実施し、結果を検疫所宛て報告するよう指導したうえで、その結果等に問題がない場合には、1と同様に取扱うこと